

# 司法修習はこう変わった

司法修習は、短い間に何度も変わりました。法曹人口の急激な増加に対応した司法試験の変化、ロースクールの創設などの影響により、紆余曲折を経て、現行の司法修習は、1年となりました。司法修習は一生に一度しか経験できませんから、修習生と向き合うときには、自分のころの司法修習を物差しとして考えるほかありませんでした。

本号では、後編として、司法研修所教官を終えられたばかりの当会会員に、導入修習や集合修習を中心とした研修所教育の変化についてインタビューさせていただきました。

後進の育成は、我々法曹の重要な責務の1つです。この特集が、将来のよりよい司法修習、法曹養成の一助となればとを考えます。



黒河内 明子 (46期)

●Akiko Kurokochi  
当会会員

〈略歴〉  
1994年 弁護士登録  
1997年 民事暴力介入被害者救済センター委員  
2006年 民事暴力介入被害者救済センター副委員長  
2014年 最高裁判所司法研修所弁護教官 (民事弁護)



小林 剛 (51期)

●Tsuyoshi Kobayashi  
当会会員

〈略歴〉  
1999年 弁護士登録  
2011年 司法修習委員会副委員長  
2012年 裁判員センター委員長  
2013年 第二東京弁護士会副会長  
2014年 最高裁判所司法研修所弁護教官 (刑事弁護)

## ◆ 編集部 ◆

小川 恵司 (46期) ●Keiji Ogawa  
広報室室長、NIBEN Frontier 編集長

高山 烈 (56期) ●Akira Takayama  
広報室嘱託、NIBEN Frontier 副編集長

澤井 裕 (65期) ●Hiroshi Sawai  
広報室嘱託、NIBEN Frontier 編集部

## 1 司法研修所での修習はこう変わりました

**小川** 司法研修所での修習は、最初の導入修習と後半の集合修習ですね。導入修習の期間はどれくらいですか。

**小林** 最初の導入修習は、12月初旬に始まって、実日数15日、約3週間の期間です。

**小川** 修習の後半に行われる集合修習はどうですか。

**小林** A班、B班の2つに分かれます。両班とも実日数30日で、スタートはA班が8月の半ば、B班が10月頭ですね。

**小川** A班、B班というのは、修習地によって分けられて、集合修習の時期をずらして同じ内容をやっているということですね。その後、二回試験ですね。

**小林** そうですね。5日間実施しています。各科目1日ずつ。

**小川** 今の二回試験は、口述がないんですよね。

**小林** ありませんね。

**小川** いずれにせよ、司法研修所での修習は、昔と比べるとかなり短くなっているんですね。

**黒河内** 導入修習3週間、集合修習6週間という短い間に、たくさんのカリキュラムが詰め込まれています。

**小川** 導入修習では、一時期に全員の修習

生が集まりますが、和光の司法研修所のスペースは足りていますか？

**小林** 足りていません。ですから、私たちのところは階段教室を全部教室として使っていたと思うんですけども、導入修習は70期だと25クラスありますので、階段教室が足りなくなるんですね。

**小川** えっ、25クラスもあるんですか。

**小林** 階段教室だけでは足りないんで、一部のクラスは東館の研究室や演習室を教室にして、そこも使いながら講義をしていますね。

**小川** すみません、私は湯島だったので、階段教室というのがよく分からないのですが。

**黒河内** すり鉢状になっていて、前方真ん中の教壇を、遠くの人が高いところから見おろす感じですね。若い先生だったらご存じかと。

**高山** 私は分かります（笑）。

**小川** 1日は何時に始まり何時に終わり、何コマの授業が行われているのでしょうか。

**黒河内** 導入修習は、9時50分から始まり17時までです。1コマあたりの時間が、100分とか、165分とか180分とか、結構変則的なんです。

**小林** 科目によって終わる時間がずれてくるんですね。A班、B班2つあるので、昼休みもずらしたりして講義をしています。

**小川** いつからそうなったのですか。

**黒河内** 導入が始まった68期からです。

**小川** チャイムも鳴らないんですか。

**黒河内** チャイムを鳴らすと、かえって混乱します。教官は、時間管理が大変なんですよね。

**小川** 昔の湯島の修習生の感覚からすると、修習生は、9時50分から始まって、授業やって、昼ご飯食べて、また授業やって、15時10分に帰る。

**黒河内** 今や、そんなに甘くないんですよ（笑）。

**小川** 導入では、刑事弁護の時間はどのくらいあるんですか。

**小林** 刑弁プロパーだと、最初の演習が110分と140分のコマで2コマと、あと簡単な起案をやってもらうんですけども、その起案の講評ともろもろの講義も兼ねて丸1日のコマで

すね。あとは、勾留とか公判前整理とか、刑裁教官、検察教官と一緒に進めるカリキュラムがあります。

**小川** 刑事系のコラボ授業ですか。

**小林** そうですね。導入修習の刑弁では、1つの事件を基にして最初の初回接見から始めて、模擬接見という形で被疑者役から事情を聞いたり、アドバイスしたりする場面からスタートして、捜査段階から起訴されて、公判前整理手続を経ていざ法廷を開く、その一連の流れを導入修習で修習生にも参加してもらいながら学んでもらう、というカリキュラムを中心に進めています。

**小川** 民事弁護はどうですか。

**黒河内** 民弁は範囲が広いので、ほかの科目とのコラボカリキュラムを除いての比較では、刑弁の約1.5倍の時間をかけているのではないのでしょうか。導入修習開始前に事前課題を出しておいて、それに基づいて法律構成や準備書面を起案してもらったり、訴状、答弁書といった書面の形式面を含めた書き方や、その内容の解説をする問題研究約500分、立証のカリキュラム170分。それから、契約書についてのカリキュラム170分。民事保全、民事執行、これが一番駆け足で大変なんですけど、220分。そして、最後に、職責と言われるカリキュラム50分。職責というのは…。

**小川** 弁護士倫理みたいなやつ？

**黒河内** 70期については、弁護士倫理までカバーする時間がとれなかったのですが、導入修習を終えて、いよいよ司法修習のメインとなる実務修習に送り出すにあたって、弁護士の業務の内容や、実務修習に行った時に何を学んでくるかを教えます。実務修習結果簿の書き方もこの時間に指導します。要するに、実務修習結果簿をチェックリストみたいにして、これに沿って、指導担当の先生に実務修習をお願いしなさいということを行っています。その他、民事系のコラボカリキュラムとして民事裁判教官と民弁教官と一緒に争点整理の演習をしたり、一審手続を実演を交えて解説する講義もあります。

**小川** 導入修習は、昔の前期修習に相当す

るもので、集合修習は、昔の後期修習に相当するものなんですか。

**小林** そうとも言えないと思います。導入修習の大きな目的は、実務修習の実が上がるように、今の自分に足りないところがどこなんだらうかと、そういうのに気付いてもらって勉強してもらおうというのが1つのコンセプトかなと思います。

**黒河内** そうですね、今、小林先生がおっしゃったとおり、まず、自学自習の必要性の感得が重要目的であり、さらに、分野別実務修習がより円滑に行われるようにすることも目的としています。また、特に民事弁護においては、当事者の視点から事案を見ることが重要であるということ認識してほしいと考えています。最初のころの修習生は、当事者双方についての事実関係が全部与えられた中で、裁判官の目線で、「こっちが勝ちだよ」という感覚を持ちやすいのですが、まず、そういうような感覚を捨ててほしい。当事者目線で、この事案を依頼者である一方当事者の立場からどうやって主張・立証して、裁判官を説得すべきなのかを考えること、そういった視点が重要であることを認識させるということも導入修習の目的として掲げています。

**小林** 刑弁でも同じような形になります。これは集合修習でも同じですが、見通す弁護という形で刑弁教官室の指導方法が変わってきているところですね。事案を分析して、獲得する結論を見据えて今、何をすればいいのか。先を見据えて考えるというコンセプトになっていますね。

**小川** 後半の集合修習は、どういう感じですか？

**小林** 集合修習の方はA班ごとB班ごとに別々で実施しています。スタートは9時50分で、休憩10分含めて、100分で午前中が終わり。

**小川** これは昔と一緒だ。

**小林** それで、午後がその100分のコマが2コマ。ただ、昔みたいに15時ごろに終わりという日はありません。毎日16時半すぎまで、ずっと授業が入っています。

**黒河内** 期間が短くなったから、やはり修習生は大変ですね。

**小林** B班になると10月頭からスタートですから、3時限が終わるころにはもう外が薄暗くなってきているという毎日ですね。

## 2 昔あって今ないもの

**小川** 研修所は湯島から和光に移転し、修習期間は、1年半を経て、1年となりました。昔あって今ないものは何ですか。

**黒河内** 自宅起案はなくなりましたが、事前課題といって、修習が始まる前の宿題のようなものはあります。

**小川** 普通に平日に休んで、昼間寝ていて、提出期限寸前に起案を出すという自宅起案はもうないんですね（笑）。

**黒河内** それはなくなりました。ただし、集合修習ではカリキュラムによっては、課外の時間をつかって、なんらかの起案をしてもらい、提出させるといったことはあります。

**小川** 即日起案は今もありますね。

**小林** 集合修習で刑弁は2回。

**黒河内** 民弁は3回。

**小川** 修習旅行はない？

**黒河内** 公式行事としての旅行はありませんが、クラスによって、親睦を深めるために自主企画により行く場合はありますね。

**小川** それは教官も行くのですか。

**小林** 教官も声がかかれば行きます。私は今年3月で任期が終わりましたが、私のクラスが集合修習直前なので旅行へ行こうと。それで、私にも前教官ということで声がかかって顔を出してきました。

**黒河内** 私も結構行ってましたね。クラスに音頭取りの人がいると、どこか行きましようとなることが多いですね。どのクラスの旅行も、すごく楽しかったですね。教官も、都合がつく限り参加しているようです。

**小川** 夏季合研ってもうないんですね。

**小林** ないですね。

**高山** 夏季合研って何ですか、そもそも。

**小林** 確か私たちのころは各地方、例えばエリアごとにどこかに集まって、1泊ぐらい…。

**小川** いや、2泊だった。私の場合は、高野山に行って、2泊目の夜は酒を飲んでいいという合宿でしたね。

**小林** そこで起案もやらされたり、講義を聞いたり、そういうものでしたね。今はないですね。

**小川** 私のときは、湯島の研修所が終わるのは早かったのですが、その後に、参加自由の研修みたいなのが時々ありました。

**小林** 今は、基本的に16時35分まで毎日カリキュラムが詰まっています。そのほか、修習生の関心に応じて、課外授業をやっています。

**小川** 課外授業？

**小林** 授業が終わってから、17時半スタートぐらいで、例えば尋問演習の課外授業とか。二弁だと神山啓史先生が教官をやられていますので、神山先生が担当された再審無罪事件をテーマに課外授業をやっていたりします。刑事弁護のやりがいか、責任の重さとかあるんだと。

**小川** それは教官が任意に課外授業をやってくれているということですか。

**小林** そうです。

**黒河内** 研修所に届けておけば実施できるかと思えます。立ち見が出るほど大盛況な課外授業もありましたよ。

**小川** 教官宅訪問は今もありますか。

**黒河内** これは、なんと今もやっている教官もいるんですよ。ご自宅や、マンションのコミュニティールームとかでね。また、弁護教官は、事務所訪問を受け入れています。同じクラスを受け持つ民刑の弁護教官が、同じ日に、まず、それぞれのところで事務所を見学させて、そのあと合流して、合同宴会にする等もしています。

**小川** 昔は、クラスにそれぞれ5科目の教官がいて、クラス単位で教官も含めてお互い親睦を深めていたという感じでしたが、今はどうですか。

**小林** 今もクラスで、5教官ともまとまりよくやっていきたいと思いますという気持ちでやっています。ただ、期間がどうしても短いので。

**小川** 2クラス持つ教官もいるのですよね。

**黒河内** 宴会とかはみんなはしごですよ。導入の最終日の宴会とかは。

**小林** そうですね。導入修習の最終日はA班、B班同時に終わるんです。同時に2クラス持つとハシゴになる。集合修習はA班、B班別々ですが、1クラスの人数はだいたい60人超えるくらいで、起案の採点が続きますし、集合修習が終わって、二回試験の期間があっても、その後すぐ次の期の導入修習が始まるという流れになっているので、年内休む暇なく動くという感じですね。宴会も4か月絶え間なく続いたりして。

**黒河内** 年末、年始は、もう廃人。12月の導入が終わった後、身体を壊しますもんね、教官は。

**高山** 導入と集合は同じ教官が担当されるのですか。

**小林** 基本的には同じ教官ですね。ただ、弁護教官の任期の終わる時期が3月なので、クラスによっては引き継ぐというクラスもあります。

**黒河内** 小林先生も私も、昨年12月から70期のクラスを担当して、導入修習を経た今年3月をもって教官を退任していますから、4月以降は、新任教官に自分の担当していた70期のクラスを引き継ぎました。

**小川** これからの話かもしれないですけど、分野別の期間に、各地方の修習地に教官に行っていていただいて、現地の修習委員会や指導担当と協議する機会がありますね。一部研修所から費用が出るのが認められたと聞きます。

**黒河内** 教官は、地方に行っている修習生が心配です。現地の修習委員会と連携する必要があります。司法研修所に対しては、民事刑事両教官室から、協議会に行く費用を出していただきたいという上申を、何年にもわたりしていました。それがようやく実りつつある感じですね。

**小林** ありがたいことです。刑弁教官室は、

指導の方針をここ数年で変えているので、自費でも修習地に行って、地元の修習委員会と意見交換の場を作って、刑弁教官室は見通し型で教えていますよ、と情報提供をするようにしています。その後、修習生の様子を見に行ったり、懇親会を開いたりしています。

**黒河内** 民弁も自費で、自分のクラスの修習生の様子を見に行っています。最近では、実務修習結果簿の写しを教官はチェックしていますので、この人は何も書いていないけど大丈夫？とか気になることもあるわけです。現地に行って、「あなた、どうなっているの」とか聞いたりしているんですね。

**小川** 結構面倒見がいいですね、最近は(笑)。

**高山** 結果簿って、誰も見ないのかなと思っていました。

**黒河内** いやいや、みんなしっかりチェックしているんですよ。司法研修所で待っている教官としては、みんな実務修習で進歩して集合に帰ってきてほしいなという気持ちでいっぱいです。

### 3 指導内容の変化

**小川** 期間が短くなった関係で削らざるを得なくなったカリキュラムはありますか。

**小林** 刑弁だと、例えば控訴。私は修習生のころに学んだ記憶があるのですが、導入修習が始まってからは、控訴審は教える機会がなくなっています。あと、少年事件も時間的に厳しいですね。ただ、関心のある修習生も多いので、先ほど申し上げた課外授業の形で対応しています。70期の導入修習だと少年事件とか外国人事件とか、得意な教官が、課外授業をやって、少しでも修習生の関心に届けられればと企画しましたね。

**黒河内** 民事弁護は、逆に項目は増えていると思います。例えば、集合修習では、契約カリキュラムとか、法律相談カリキュラムなどですね。かつての司法研修の到達目標は法廷弁護士だったけど、今は、幅広い法曹の活動

に共通して必要とされる法的問題の解決のための基本的かつ汎用的な技法と手法、思考能力を習得させることが目的とされていることに連動して、司法修習の中身として求められることも変わってきたということですね。例えば、企業内弁護士になった場合でも十分対応できるような人を育てなくちゃいけないねということなんでしょうね。

**小川** 刑弁ですけど、「見通し型刑事弁護」という方針転換ですが、簡単に言うとどうということなんですか。

**小林** 先ほども少し触れましたが、私たちが修習生のころは、尋問調書も付いた審理が終わったときの記録を渡されて弁論要旨を起案していたと思います。でも、私たち弁護士の活動というのは常に何を獲得目標に掲げて、今どうすべきか、そういうことを考えながら動いていかなきゃいけない。法廷が始まる前の段階で事案を分析し、最終的に弁論でこういう方針で説得をしようという目標があるはずです。そして、その弁論のためには尋問で何を聞かなければならないのか、冒頭陳述でどう述べなければいけないのか。そういうことを法廷の始まる前の段階で考えてもらおう、というコンセプトです。

**小川** つまり、最後弁論まで行くにあたっての弁護活動を見通して今の弁護活動をやるのと。

**小林** そうですね。ですから、起案で渡す記録には尋問調書はなく、検察官が請求している証拠とか、証拠開示で得られた証拠、弁護人が集めた証拠、被告人の言い分、こういった資料をワンセットにしています。

**小川** 昔刑弁で起案していたというと、主として弁論要旨だったんだけど、今はそうではないと。

**小林** 弁論要旨という文章の形で起案してもらうのが中心であることに変わりはありません。ただ、実際の証拠調べはまだ済んでいない段階で考えるので、そこは審理を想定していくわけですね。検察側証人だったら、どう弁護側に不利な証言をするであろうか。その証言を想定して、どうやって弾劾をしたり、

有利な事実を引き出したりするのか。そういった想定をして弁論を書いていくので、弁論の論じ方としてはあまり変わってないと思います。ただ発想が違うだけで。

**小川** 裁判員裁判についての特別な教育はありますか。

**小林** 裁判員裁判ではない事件についても、公判中心主義、法廷で聞いて心証を取ってもらう、そういう審理のスタイルが理想であろうというふうに考えていますので、特に区別して教えてはいないと思います。

**小川** 民事弁護ですけど、昔と比べると、多様な弁護士像というのを前提として起案させる起案の内容に違いはあるんですか。

**黒河内** 民事弁護において、司法修習生が習得すべき基本的ミニマムスタンダードは、事実調査能力、法的分析能力、事実認定能力、法的表現能力というこの4つなんですね。さらに将来の仕事の多様性みたいなものを加味して、民弁教官室では、起案の内容を考えています。白表紙の訴訟代理人手持ち記録を与えて、最終準備書面を起案させるのは、主に、法的表現能力とか事実認定能力の習得を目的としています。それに加え、主に、事実調査能力や法的分析能力の習得を目的として、法律構成メモや訴状や答弁書も起案させています。例えば、白表紙の「訴えを起こされた依頼者からの相談の概要」と同依頼者宛に送達された訴状と手持ちの資料から、被告側の取り得る法律構成を挙げて、立証の可能性について論じて、どの法律構成を選択したらいいか、選択した理由を記述回答した上で、答弁書を起案せよという内容です。これらは、訴訟代理人として作成する書面の起案ですが、求めている内容は、将来の仕事の多様性を意識したものです。

## 4 二回試験

**小川** 次に二回試験なんですけど、教官にこういうことを聞くのは心苦しいんですけど、落ちる人の傾向というのはあるんでしょうか。

**小林** 今は、5科目のうち1科目でも不合格だと、二回試験全体で不合格となります。5日間連続で実施する試験なので、途中の体調管理や、その科目の問題意識にうまく対応できないような人もいて、「えっ、この人は何で不合格になっちゃったの？」というようなパターンもあったりします。

**小川** 何を聞いている問題なのかということにピントが合っていない人。こういう人が危ないということですか。

**小林** そうですね。

**黒河内** 私やほかの教官が、自分のクラスの民弁で落ちた人から聞いた話では、法律構成が不明瞭な起案をしてしまった人が落ちていたようです。また、法律構成がなされていても、それが誤りであった場合も、駄目だったようです。つまり、法的分析能力の前提となる、民法の基本的な考え方、判例の読み方、基本的な経験則の理解などの、法曹としての活動を開始するにあたって必要な最低限の能力の習得ができていない人として、落とされてしまっているように感じました。

**小川** なかなか厳しいですね。

**黒河内** 教官としては、修習生に落ちてほしくないですよ。

**小川** 落ちるとどうなるんですか。

**小林** 一度罷免されて、5科目全部の二回試験を受け直してもらうことになります。再任用されて、再受験するという形です。

**小川** お金の面でも大変ですね。

**小林** アルバイトしながら1年間何とか生活できるように頑張っているという話は聞きますね。

**黒河内** 教官も適宜連絡を取っています。

**小川** 落ちるのは何回まで大丈夫ですか。

**黒河内** 3回落ちたら駄目です。

**小川** 前の年は民弁で落ちて、次の年に刑弁で落ちるということもあり得るんですね。

**小林** あり得る話ですね。

**小川** 落ちた人も、勉強が大変そうですね。1年間のモチベーションが。

**黒河内** ほんとうに大変ですよ。

## 5 最近の修習生の能力・気質

**小川** 試験が簡単になったので、能力的には今一歩じゃないのかなという指摘もあるんですけど、それはいかがですか。

**黒河内** 人数が増えたことから、やっぱりできる人とちょっと大丈夫かなと思う人の幅が広がってきたかなと思います。もちろん、修習中に、すごく伸びていく人もいるんですけども。

**小川** 修習中にぐっと伸びてくる人もいますね。

**黒河内** そういう人もいるので、一概には能力の差が大きいとまでは言えないと思います。あとは全体的にまじめな人が多いということですね。

**小川** 昔みたいに、ちょっとふざけた人が減っているのかなという。

**小林** おとなしい修習生が増えてきているというのはそうなのかもしれないですけどね。私たちのころの一発試験と違って、ロースクールで一定の実務的な力も身に付けた上で修習生になるので、前提とする修習生の能力が少し違っているのかもしれないです。

**黒河内** まじめだけど、少し理解が浅いというところも見受けられます。昔の司法試験のときって、判例でも『判例百選』を全文一生懸命読み込んでみたいにやってたのが、今は、要旨のところだけちゃちゃっと読んで終わりみたいな。

**小川** 『判例百選』は、事案の概要を読むのが大変なものがありましたね。論点に対する結論は知っているけれども、そこに至るまでの思考経路とか、当事者の利益状況とかが結論より大事なことも多いですよ。

**黒河内** そうです。事案も知らずに結論だけ知ってますじゃあ…。

**小林** 確かにそうですね。私たちのころって、最高裁の判例にしても、判例解説まで読んでいたかなというおぼろげな記憶はあるんですけど。

**黒河内** けっして勉強家ではなかった私でも

昔は読んでいました。

**小川** 受験時代に『判例百選』とかは、今は読まないのですかね。

**澤井** 僕が通っていた大学院では、それは読まない駄目だとすごく言われていたので、何でこんなの読まなきゃいけないんだとみんな文句を言いながら読んでいた記憶がありますね。

**小林** そこはロースクールごとに教育内容にばらつきがあるのが原因なのかもしれないですね。先ほど黒河内先生がおっしゃった、幅が広がっているというところなのかもしれないですね。ただ、すごく素直で伸びるなというふうに思える修習生もたくさんいるのは、間違いなと思いますね。

**黒河内** 全体的には、私は修習生にすごく好感を持っていて、みんな頑張っているなと思っています。

**小川** あと、今の修習生は、正解を求める傾向があるともいわれていますが、これはどうお感じですか。

**小林** 刑弁だと、マニュアル思考の修習生が比較的多いのかなという感じはしますね。起案させても、配布されている書式の項目に沿って起案する形になる。マニュアルどおりにこういう順番でこういうふうに検討すればいいんだろう、たくさん書けば点になるんだろう、そういう頭の発想があって、それで分析していくようなパターンが従前見られていたことがあり、それじゃ駄目だよ、メリハリつけて考えて、自由に考えていいんだよ、と刑弁教官室も言い始めているので、最近は改善されてきてるとは思いますけど。

**小川** ほかに自分たちのころと比べて修習生が変わったなと思うことってありますか。

**黒河内** やっぱり給費制ではないことについては、気になりますね。飲み会も会費が高いと出席を控えるとか聞くと切なくなります。弁護教官は、修習生の負担を減らすべく、可能な範囲で支出につとめております（笑）。

**小林** まあ、私たちも修習生のころにいろいろ出してもらっていましたからね。

**黒河内** 弁護教官は、自分たちのころとの差

というものを感じて、できる限り、遊びの企画も立てて、修習生と一緒に過ごすようにしています。

**小林** あとは、先ほどのカリキュラムもそうですね。スケジュールの詰まった中であまり余裕がないですね。

**小川** 時間的にも、精神的にも、ですかね。

**小林** 就職活動もやっぱり大変な修習生もいたりするので、いろいろなストレスが昔に比べたらかかっているんじゃないですかね。

## 6 指導担当弁護士・新人を 採用される方に向けて

**小川** これから指導担当になろうという弁護士に向けて、心がけていただきたいことなどはありますか。

**黒河内** 日弁連で作成した弁護実務修習ガイドラインというものがあります。こちらを参照して実務修習を進めていただきたいと思います。また、今年、実務修習結果簿を大改訂しました。こちらは、弁護実務修習ガイドラインに沿って、実務修習の内容を記録しやすくしてあるんですね。例えば、保全・執行が期間中にないときは、既済の記録の検討や、それに基づき申立書の起案を行った場合も記入するとか、証人尋問がないときには、こういうことも方法としてありますよということが書かれています。指導担当の先生は、ぜひこれを、実務修習の際のチェックリストとして活用していただきたいと思います。

**小川** 実際の事件に触れられなかった場合も、過去の記録などを見て指導していい部分があるので、それをよく読んで指導してほしいということですね。

**小林** 刑弁でも同じようにガイドラインに沿って指導していただければいいんだろうなと思います。ただ、刑弁の場合はなかなか事件が回ってこないこともあるでしょうし、2か月弱の弁護修習の期間に、捜査、公判までできる事件は少ないと思います。ですから、起案といっても、裁判所に提出する書面だけではなくて、例えば、接見した後に、どうい

問題点があって、どういう活動をこれからしていくのか、そういう検討メモを作ってもらっても1つの起案と位置付けています。これをもとに、ぜひ指導担当の先生と議論をして、今後この事件をどう進めていったらいいのか、考えを深めてもらうといいのかなと思いますね。

**小川** 新卒の弁護士を採用する弁護士に向けては、何かありますか。

**小林** やっぱりマッチングでしょうね。こればかりは。

**黒河内** 相性ですね。転勤のない職場だから、相性が悪いと、辞めるしかなくなっちゃうので。

**小川** 司法試験の順位とかそういうものを重く見る向きもあるのですが…。

**小林** 先ほども話が出ましたが、やっぱり伸びしろが大きいかどうか。点数に現れない人もいます。素直に吸収してやろうという人って結構将来的に伸びていくことはあります。ある程度はふるいにかけて、その上で面接という選考も仕方のない部分もあるのですが、ぜひ伸びしろも見て採用していただきたいと思います。

**小川** とにかく、司法試験の成績が絶対ではないということですね。

**黒河内** そうですね。修習の間に大きく伸びる人はいますから。私が採るんだったら、司法修習をまじめにやってきた人がいいですね。

**小川** 教官の前で言うのも何ですが、修習生に、「教官は誰？」と聞いても、「？」の人がいるんですね。

**高山** 覚えていない人が結構いるから、おいおいと言って（笑）。

**小林** まあ、期間が短いですからね。この記事を読んだ私のクラスの方は、思い出してね（笑）。

**黒河内** 私は、自分は忘れられても、修習生のことは覚えていたいですね（笑）。

**小川** どうもありがとうございました。 N  
17